

床下集合排水システム設置基準

令和2年12月

浪江町住宅水道課下水道係

●適用

本基準は、住宅等の建築時に床下集合排水システム（以下「システム」という）を利用するにあたって、その設置及び維持管理について必要なことを定めるものとする。

●基本的な考え方

- (1) システムは建物内に設置される衛生器具の汚水配管を床下に設置した排水ヘッダー（「ヘッダー」という）に集中的に接続し、1本の排水管で屋外の排水設備に接続するものをいう。
- (2) 汚水と雑排水はシステムでの合流はさせず、別系統で屋外排水設備に接続すること。
- (3) ヘッダーの性能は各衛生機器の封水が破れないこと
- (4) 固形物の搬送性が便器の排水基準を阻害しないこと
- (5) 維持管理が従来の排水配管と同等であること

●設置申請

- (1) システムを設置しようとする者は、設置申請前に下水道管理者と十分な協議のうえ申請を行うものとする。
- (2) 設置者等にこのシステムの仕様等を充分説明し、理解を得ること。
- (3) 提出書類

ア システムのパフレット・仕様書・取扱説明書等

イ システム設置者の誓約書（様式第1号）

※建売等の住宅については、住宅販売会社から買主又は使用者に継承するものとする。

ウ 建築物の基礎とヘッダーの位置関係がわかる図面（基礎伏図、矩計図等）に配管の距離、管

径、こう配を記載した書類

※接続器具別に識別できるよう排水系統名称を明記すること。

●ヘッダーの選定

- (1) 封水確保能力、固形物搬送能力について使用上支障がないことが確認されていること。
- (2) 設置後のメンテナンスが容易であること。
- (3) 消耗品等がある場合その入手及び交換が容易であること。

●ヘッダーの設置

- (1) 設置個所は一階床下とする。接続する器具数は10以下であること。
- (2) 2個以上のヘッダーを直列に接続してはならない。
- (3) 維持管理が容易にできる位置に床下点検口を設けること。
- (4) 設置場所付近に保守点検・補修・清掃が容易にできるよう床下点検口から60cm以内、又はヘッダー周囲に60cm以上の作業空間を確保すること。
- (5) 適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な指示・固定をする。
- (6) 維持管理は、汚水柵、衛生器具、またはヘッダーのいずれかから維持管理器具（スネークワイヤー等）を挿入できるなど、確実にできること。
- (7) 汚水の逆流や滞留、封水破りの生じない構造であること
- (8) 通気が必要な場合には確実に通気管を設けること。
- (9) 製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。

(10) 製品メーカーにおいて講習会等を開催している場合、受講したものが施工にあたること。

●施工

(1) 2階以上の衛生器具排水の接続時は通気管を設ける。ただし、建物の構造上困難な場合には通気弁の設置をする。

(2) ヘッダー横枝管接続口に接続先用途表示すること。

(3) 施工状況が確認できる書類（写真等）に自主検査チェックリスト（様式第2号）を提出すること。

(4) 排水横主管基礎貫通部には原則として資材製造会社の排水管貫通スリーブ等を使用すること。

●維持管理

(1) システムの設置者と使用者が異なる場合、又はシステムを有する建物の譲渡等があった場合は、適切な維持管理を行うことの地位を継承するものとする。

(2) 閉塞等のトラブルが発生した際は設置者及び指定工事店の責により適切に対処すること。

付則 この設置基準は令和2年12月1日から施行する。